

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		犬山市観光協会運営補助金		市の担当部課	経済環境部観光課		
				問い合わせ先	0568-44-0342		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人 犬山市観光協会		代表者名	会長 小川 征一		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市観光振興補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	昭和56年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		当該団体の職員には旅行会社勤務経験者がいるため、広報宣伝活動や観光客誘致に関する専門的な知識を持ち合わせている。また、長年の活動や市内の多くに協会の会員がいるなど、観光業界との繋がりががあるため、犬山市の観光事業の大きな強みになるから。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		観光協会との連携によるキャンペーン活動等の実施で、国際観光文化都市犬山を国内外に広くアピールし、知名度の向上やブランドイメージの確立させ、観光客の誘致を図った。					
補助金の額 ()は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算		
		25,840,421 円	25,809,705 円	25,059,652 円	26,541,000 円		
		(25,840,421 円)	(25,809,750 円)	(25,059,652 円)	(26,541,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		名鉄とタイアップしているキャンペーン活動の実施や宣伝広報、イベントの実施で観光客誘致や販売促進を行った。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		127,014,873 円			
		うち補助事業全体の経費		30,585,713 円			
		うち補助対象経費		30,585,713 円			
		補助対象経費の内訳		給与・手当（事務局長1名・正職員2名）		23,796,939 円	
				法定福利費（事務局長1名・正職員2名）		3,769,779 円	
				福利厚生費（事務局長1名・正職員2名）		63,583 円	
				給与・手当（専務理事・再任用級1名）		2,526,804 円	
福利厚生費（専務理事・再任用級1名）				417,246 円			
		福利厚生費（専務理事・再任用級1名）		11,362 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		事務局職員の人件費×80%+再任用職員の人件費			
		補助限度額		犬山市観光振興補助金交付要綱による			
		精算の有無（変更交付）	有	その理由	4月に予定事業として支出を行い、事業費確定後に精算を行う。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		令和2年度に関しては、新型コロナウイルスにより通常どおりの活動は困難であったが、感染症対策を講じつつ、宣伝等を行ったことで犬山市の知名度向上につながった。					
その他参考事項		余剰額には職員の退職積立分を含む。					
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		29,579,560 円			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有		

※令和2年度の実績に基づき作成しています。